

平成27年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成27年度11月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成27年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第1号	平成27年度鳥取県一般会計補正予算		
	1	補正予算説明資料	(総括表) 障がい福祉課 1 子育て応援課 2 青少年・家庭課 3 健康政策課 6 医療政策課 7 9
	2	歳入歳出事項別明細書	15
	3	節の明細	21
	4	繰越明許費に関する調書	福祉保健課 22
	5	債務負担行為に関する調書	福祉保健課 23 子育て応援課 子ども発達支援課 健康政策課 医療政策課

【予算以外】
(議案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第8号	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について	医療政策課	27
議案第9号	鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について	長寿社会課	31

(報告事項)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成27年11月2日専決)	障がい福祉課	34

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
障がい福祉課	7,314,918	24,023	7,338,941				24,023	
子育て応援課	5,518,518	24,480	5,542,998	9,858		14,310	312	
青少年・家庭課	2,398,063	240,391	2,638,454	115,737			124,654	
健康政策課	1,768,761	356,167	2,124,928	178,083			178,084	
医療政策課	7,673,363	88,195	7,761,558	58,796			29,399	
部計	56,660,920	733,256	57,394,176	362,474		14,310	356,472	

説明

主な事業

- ・地域の結婚・出産・子育て応援事業(地域少子化対策強化交付金)
- ・小規模保育設置促進事業
- ・(新) [債務負担行為] 感染症医療体制整備支援事業
- ・ [債務負担行為] 寄付講座(鳥取大学医学部地域医療学講座) 開設事業

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7866）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）	162,232	24,023	186,255				24,023	
トータルコスト	165,338	24,023	189,361	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	補助金交付事務、市町村との連絡調整等				
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
市町村が実施する市町村地域生活支援事業の執行見込額の増に伴う増加補正である。								
（単位：千円）								
区分	財源		現予算額	所要見込額	補正額			
補助金	（国1/2）・県1/4・（市町村等1/4）		162,232	186,255	24,023			

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

子育て応援課 (内線: 7150)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立幼稚園施設整備費補助金(私立学校振興資金利子補助金)	[債務負担行為] 0 37,150	[債務負担行為] 16,705 312	[債務負担行為] 16,705 37,462				[債務負担行為] 16,705 312	
トータルコスト	38,703	312	39,015	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	施設整備に係る借入金利子に対する補助事業				
工程表の政策目標(指標)	各種保育料軽減制度の見直し							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>国又は県の補助事業を活用して実施する、私立高等学校等の施設整備事業に充てるため、学校法人が金融機関等から借り入れた資金にかかる利子負担の軽減を図ることを目的として、その利子に対して助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 利子補助の額 約定償還日に返済する利子の1%相当分</p> <p>(2) 利子補助期間 融資を受けた日から10年間 ※償還期間がこれより短い場合は、償還期間の満了までの間</p> <p>(3) 補助対象学校法人 学校法人矢谷学園 鳥取第一幼稚園 ・施設整備事業 遊戯室の改築(工期:平成27年7月~平成28年2月) ・利用補助金 国:私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費) 県:私立高等学校等改築事業補助金 ※平成27年度当初予算で措置済</p> <p>(4) 補助対象経費 改築事業に係る借入金206,000千円に係る利子 ・返済期間30年:民間金融機関 ・借入金利率1%</p> <p>(5) 所要額(補正額) 利子補助総額 17,017千円(平成27年度~平成37年度) 平成27年度所要額 312千円 債務負担行為額 16,705千円(平成28年度~平成37年度)</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>私立幼稚園の園舎は老朽化が進んでおり、経年劣化により修繕又は改築の必要が生じている。このような施設への修繕、改築等を行う学校法人の借入金利子に対する助成を行うことにより、園児の教育環境の向上を図った。</p>								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7573)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域の結婚・出産・子育て応援事業(地域少子化対策強化交付金)	15,270	9,858	25,128	9,858				
トータルコスト	16,823	9,858	26,681	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金業務、委託契約業務、啓発資料作成				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

我が国の危機的な少子化問題に対応するため、国が交付する「地域少子化対策強化交付金」を財源にして、結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した切れ目のない、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う。

2 主な事業内容

平成26年度2月補正により実施している事業に加え、新たに以下の少子化対策事業を行う。

事業名	事業内容	所要額(千円)
(1) 子育て支援パスポート事業の全国相互利用推進事業	少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)で、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくりを推進することとされ、その取組として全国の都道府県が実施している子育て支援パスポート事業の全国における相互利用の推進をはかる(平成28年4月予定)。	9,651
(2) 中国・四国ブロック地域少子化対策強化交付金事業事例フォーラム開催事業	地域少子化対策強化交付金事業について、各都道府県及び市町村の連携と事例の横展開を加速させるため、地域少子化対策強化交付金事業の事例発表を含むフォーラムを開催する。	207
合計		9,858

3 これまでの取組状況・改善点

県事業は、1次募集で50,000千円(上限額)が交付決定され、この度4次募集で申請予定である事業が採択された場合、その合計額は59,858千円となる。また、市町村事業は、1次募集で5,466千円が交付決定され、2募集で5,269千円、3次募集で10,000千円、その合計額は20,735千円となる。

<参考> 地域少子化対策強化交付金

危機的な少子化問題に対応するため、結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した「切れ目のない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援するもの

- ・負担割合 国10/10
- ・補助上限 都道府県50,000千円(ただし、大臣が必要と認めた場合は、75,000千円)
市町村 10,000千円
- ・対象事業 新規事業、要件に合致した継続事業

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7150)

1 目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小規模保育設置促進事業	42,933	14,310	57,243			(基金繰入金) 14,310		
トータルコスト	42,933	14,310	57,243	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金の申請・交付、連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	各種保育料軽減制度の見直し							

【「鳥取県安心こども基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

賃貸借物件等により、子ども・子育て支援法における小規模保育事業を新たに実施する場合に、改修費等及び当該改修期間中の賃借料の助成を行う。

2 主な事業内容

実施主体	鳥取市 (待機児童解消加速化プランに参加)
負担割合	安心こども基金 (県) 2/3、市1/12、事業者1/4
補助対象	賃貸物件等による小規模保育事業 (鳥取市1カ所、平成28年5月開設予定)
基準額	契約家賃: 1事業所当たり 41,000千円 改修費等: 1事業所当たり 22,000千円
補正額	補助金 14,310千円 <積算内訳> ○鳥取市 小規模保育A型 改修期間中の賃借料 (2ヶ月分) 432,000円 改修費 21,033,108円 合計 21,465,108円 … (A) 県補助額 (A) × 2/3 = 14,310千円 (千円未満切り捨て)

3 これまでの取組状況、改善点

平成27年7月1日現在、県内において7カ所の小規模保育施設が市町村の認可を受けて開設されており、そのうち鳥取市1件、米子市1件、日吉津村2件については、本事業により整備を行ったものである。

<県内小規模保育事業所一覧 (H27.7.1時点)>

名称	定員	所在地	備考 (施設整備費補助)
Comodo 園第一保育園	12人	鳥取市末広温泉132	平成26年度実施
ベビーハウス向井	19人	米子市安倍717-1	
小規模保育園すく☆すく	12人	米子市新開6-11-16	
ファーストステージあんじゅ	9人	米子市錦町1-177	
くれよん保育園	18人	米子市新開2-8-38	平成27年度実施
日吉津ペアーズ	19人	日吉津村日吉津84-1	平成26年度実施
パジャちゅうりっぷ保育園	19人	日吉津村日吉津1160-1 (イオンモール日吉津内)	平成26年度実施

※上記のほか、現在、鳥取市で2ヶ所 (6月補正、9月補正)、米子市で1ヶ所 (9月補正) 本事業により整備中である。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課 (内線: 7893)

2目 児童措置費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童措置費	1,799,472	240,391	2,039,863	115,737			124,654	
トータルコスト	1,804,908	240,391	2,045,299	(補正に係る主な業務内容) 措置費の加算認定、支払				
従事する職員数	0.7人	0.0人	0.7人					

工程表の政策目標(指標) 児童の虐待防止と要保護児童の支援を図る。

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

児童福祉法の規定により施設入所措置・里親委託等をとられた児童・母子の委託に要する経費及び入所後の保護について、同法の定める最低基準を維持するため費用を負担し、児童・母子の支援を行うもの。

2 主な事業内容

平成27年度に国の児童入所施設等措置費の要綱改正等があったため増額するもの。

(1) 職員配置改善に係る加算分保護単価の新設及び年少児加算等の増加に伴う増額

事業概要	児童養護施設等において家庭的な養育環境の推進を図るため「社会的養護の課題と将来像」で示されている職員配置の目標水準を実現するもの。 ※「社会的養護の課題と将来像」で示されている職員配置の目標水準 児童養護施設の児童指導員・保育士の場合 ・0・1歳児 1.6:1→1.3:1 ・3歳以上幼児 4:1→3:1 ・小学生以上: 5.5:1→4:1
増加額	140,641千円

(2) 民間施設給与等改善費の改正に伴う増額

事業概要	公立施設の職員給与との格差の是正を図る。
変更内容	平均勤続数5年以降は毎年給与が上がる仕組みに加え、上限が14年以上から20年以上に延長された。(対象施設: 公立施設以外の施設)
増加額	59,499千円

(3) 地域小規模児童養護施設新設に伴う増額

事業概要	本体施設の支援のもと地域の民間住宅等を活用して家庭的養護を行う。
変更内容	平成27年4月に1施設新規設置による増額
増加額	18,231千円

(4) その他単価変更等による増額 22,020千円

平成27年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線: 7153)

3目 予防費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 感染症医療体制整備支援事業	0	14,961	14,961				14,961	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

エボラ出血熱、MERS(中東呼吸器症候群: マーズ) など感染症の脅威が叫ばれている中、本県における感染症対策を強化することを目的に、感染症専門医の養成などを行うとともに、感染症指定医療機関における医療提供体制を整備するため、鳥取大学医学部附属病院の感染症内科への医師1名の配置に対して、助成を行う。

<内科医師配置の概要>

(1) 配置する内科医師の役割

有事 (感染症危機への備え)	重大な感染症が県内で発生した場合に、県内の他の感染症指定医療機関*に派遣されて、診療協力を行う。 ※ 県立厚生病院、県立中央病院、済生会境港総合病院
平時	県内の感染症対策に資する次の業務を行う。 ○感染症専門医の養成 ・研修プログラムの作成 ・卒後臨床研修センターセミナー等の実施 ○地域の感染症対策 ・地域の感染症専門家の育成 ・感染症アウトブレイク時の対応

(2) 人員体制

[現在] 感染症専門医(教授) 1名、感染症専門医 1名、内科医師* 1名
※ 内科医師 1名が県補助による配置

2 主な事業内容

内科医師 1名の配置に要する経費の1/2を、鳥取大学に補助する。

- (1) 期間 平成28年度～平成30年度
 (2) 事業費 29,925千円(9,975千円×3年)
 (3) 限度額(補助金) 14,961千円(4,987千円×3年)

3 これまでの取組状況、改善点

・感染症専門医を養成するため、地域医療再生基金を活用し、内科医師の配置に対して助成している。

期間: 平成25年9月～平成28年3月

補助率: 10/10

・これにより新たに2名の感染症専門医育成に目処が立った。

1名は平成27年1月に資格取得済、残りの1名は平成28年3月に取得の見通し

・しかし、県内の感染症専門医は依然として不足している状況である。

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
肝炎治療特別促進事業	224,147	356,167	580,314	178,083			178,084	
トータルコスト	227,253	356,167	583,420	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	肝炎患者に対する医療費助成等				
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

肝炎の早期治療を促進し、肝硬変・肝がんへの進行を未然に防ぐため、肝炎治療の自己負担額を軽減する医療費助成制度を運用している。

平成27年8月にC型肝炎治療医療費助成の対象となったインターフェロンフリーの新薬（レジバスビル・ソホスビル（ハーボニー）配合錠）は、薬の有効率（著効率）が100パーセントという試験実績を得た薬であり、多くのC型肝炎患者の使用が想定され、医療費助成額の増大が見込まれることから、これに対応しようとするものである。

2 主な事業内容

(1) 医療費助成制度の概要

ア 対象となる治療

B型肝炎、C型肝炎ウイルスの根治を目的として行われる抗ウイルス療法で保険適用となっているもの。

【B型肝炎】

インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など

【C型肝炎】

インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療など

イ 自己負担上限額

区分	自己負担限度額（月額）
世帯の市町村民税課税年額が235,000円未満の場合	10,000円
世帯の市町村民税課税年額が235,000円以上の場合	20,000円

(2) 補正予算額

扶助費 356,167千円 国1/2

- | |
|--|
| 1 「レジバスビル・ソホスビル（ハーボニー）配合錠」の薬価 80,171.30円/錠 |
| 2 ハーボニー服用者1人あたりの公費負担所要見込み（1日、1錠服用で治療期間3ヶ月）1,992千円（窓口負担3割から自己負担上限額を減じた額を公費負担） |
| 3 下半期230人程度（10、11月の実績から想定）が見込まれることによる不足額 |
| 356,167千円 |

平成27年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費
 4項 医薬費
 2目 医務費

医療政策課(内線:7173)
 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
小児救急電話相談事業	5,632	債務負担行為 7,884 0	債務負担行為 7,884 5,632			債務負担行為 (基金繰入金) 7,884		
トータルコスト	6,409	0	6,409	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	小児救急電話相談事業の実施				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

小児救急における救急外来受診者の約8割が軽症患者であり、軽傷患者が救急医療機関へ集中することで小児科医の負担が大きくなっており、適切な医療機関への受診をはかる必要があることから、小児救急電話相談事業を実施し、小児保護者等の安心確保と子育て支援、受診の適正化による救急病院への患者集中の緩和を図る。

2 主な事業内容

- 小児救急電話相談業務委託(とっとり子ども救急ダイヤル: #8000)の実施
 - ・夜間の小児の急な病気、ケガ等について、すぐ受診すべきか様子を見るべきか等、判断に迷う保護者等からの相談に対し、小児科医師、看護師が症状を聴取し、その対処方法等の助言を行う。
 - ・相談者からの照会又は依頼に基づき、症状等にあった県内小児救急対応医療機関を案内する。

○債務負担行為限度額 (単位:千円)

期間	区分	限度額	説明
H28	総額	7,884	小児救急電話相談事業 の業務委託費として
~29年度	各年度	3,942	

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広域災害救急医療情報システム整備事業	6,180	0	6,180				債務負担行為 15,552	
トータルコスト	6,957	0	6,957	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	広域災害救急医療情報システムの利用契約締結				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

災害等が発生した場合に、早急に被災地内外の医療機関の稼働状況などの情報を収集・提供し、迅速かつ適切な医療救護活動を支援するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）で全国的な情報共有を図るとともに、災害等発生時の患者搬送、支援の要請（他県への支援を含む）に役立てる。

2 主な事業内容

厚生労働省の全国的なインターネットを活用したシステムであるEMISの使用及び通信システムの利用契約を締結する。

<システム概要>

災害発生時に被災地内外における医療機関の稼働状況など、災害医療に関わる情報を収集、提供し、被災地域での迅速かつ適切な医療救護活動を支援するシステム

→ 阪神淡路大震災時、特定の病院に患者が集中した教訓を基に厚生労働省が整備したもの（システムで取り扱う情報）

- ・医療機関の建物・施設の被害状況
- ・患者収容の可否（手術受入可否、人工透析可否、受入実績、転送必要患者数）
- ・医療機関のライフラインの被害状況
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）管理機能

<システムの活用方法>

- ・災害が発生した場合、各病院は早急にEMISにより被災状況・患者収容の可否などを入力する。
- ・医療機関、消防はEMISの情報を活用し、患者搬送を行う。
- ・国、他県はEMISを活用し、支援（患者広域搬送、DMAT派遣）を行う。

○債務負担行為限度額

（単位：千円）

期間	区分	限度額	説明
H28	総額	15,552	広域災害医療救急医療
～30年度	各年度	5,184	情報システム利用料

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
平成27年度鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業（医療分）	867,983	88,195	956,178	58,796			29,399	
トータルコスト	868,760	88,195	956,955	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	基金造成事務				
工程表の政策目標（指標）	安心安全な医療提供体制の構築							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

8月に策定した「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画（平成27年度版）」に基づき事業を実施し、効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組むため、消費税増収分を財源とする国の「医療介護提供体制改革推進交付金」及び県費を財源として、平成27年度鳥取県地域医療介護総合確保基金（医療分）を積み増す。

なお、今回の積み増しは、病床の機能分化・連携のための必要な事業に基金を重点的に配分するために保留されていた在宅医療推進、医療人材確保の事業費分について配分されたことに伴うもの。

※「医療介護総合確保法」について

正式名称は「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」であり、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制の構築、地域包括ケアシステムの構築を目指すため、平成26年6月に成立したもの。医療法や介護保険法などの改正も盛り込まれている。

※「地域医療介護総合確保基金」について

医療介護総合確保法の趣旨に基づく事業を実施するための財源として、各都道府県で造成される基金。平成27年度は医療分と介護分に分かれており、今年度は国全体で医療分904億円、介護分724億円で、国と県の負担割合は2：1。国の財源としては、消費税増収分を財源とする「医療介護提供体制改革推進交付金」。

消費税増収分を財源としているため、毎年度基金が積み上げられる予定。また、基金の積み上げに併せて事業計画を策定することを義務づけられている。

平成27年度は2回に渡って配分が行われ、1回目分（867,983千円）については9月補正で予算計上済み。

2 主な事業内容

(1) 基金の造成額

88,195千円（国2/3、県1/3）（単位：千円）

区分	基金造成額	内訳	
		国（2/3）	県（1/3）
補正前予算額	867,983	578,655	289,328
補正額	88,195	58,796	29,399
合計	956,178	637,451	318,727

(2) 「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に盛り込む事業概要

○病床の機能分化・連携のために必要な事業

…病床の機能分化・連携の推進のための基盤整備（医療機関） など

○在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業

…在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備、訪問看護師養成への支援 など

○医療従事者等の確保・養成のための事業

…看護職員の就労環境改善のための施設整備、地域医療支援センターの運営 など

3 これまでの取組状況、改善点

○平成26年度と同基金を活用して実施した事業については、概ね計画どおりに実施している。

○今後は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、地域医療構想の策定と並行して希望する場所で必要な医療・介護を受けられる体制を整備していくことが重要である。

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源						
寄附講座（鳥取大学医学部地域医療学講座）開設事業		債務負担行為 102,600	債務負担行為 102,600			債務負担行為 （基金繰入金） 81,600 （負担金） 21,000							
	30,500	0	30,500										
トータルコスト	31,277	0	31,277	（補正に係る主な業務内容）									
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	鳥取大学への寄附									
工程表の政策目標（指標）	医師確保（目標値：1,130人（平成30年末））												
事業内容の説明								【「鳥取県医療介護総合確保基金」充当事業】					
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域医療に貢献する人材の育成及び地域医療の実践、研究・教育を行うため鳥取大学医学部に設置している寄附講座（地域医療学講座）について、平成28年度以降も引き続き設置するため、寄附を行うものである。</p> <p><地域医療学講座の概要></p> <p>(1) 目的 鳥取大学と鳥取県が共同して、鳥取大学医学部において、地域医療に貢献する人材育成等のための拠点を設置し、地域医療の実践、研究及び教育を行い、地域医療の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 設置 平成22年10月</p> <p>(3) 概要</p> <table border="1"> <tr> <td>①地域医療に貢献する人材の育成</td> <td>・地域医療に関する講義及び臨床実習 ・地域の医療機関、教育関連病院における実習教育を担う臨床講座や社会医学講座、行政等との調整 ・診療教育拠点（鳥取大学地域医療総合教育研修センター（日野病院内））での実習教育の企画・実施、行政等との調整</td> </tr> <tr> <td>②地域医療に関する診療支援</td> <td>・地域の医療に関する診療支援 ・鳥取大学医学部附属病院総合診療外来等での診療支援</td> </tr> <tr> <td>③地域医療に関する研究</td> <td>・地域医療体制、臨床疫学、地域医療教育及び地域医療に貢献する人材の育成などに関する研究 ・研究成果の公表及び普及</td> </tr> </table> <p>(4) 人員体制 教授1名、准教授1名、講師又は助教4名 ※准教授1名、講師1名、助教1名が県寄附による配置</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 期間 平成28年度～平成30年度</p> <p>(2) 限度額 102,600千円（内訳）34,200千円×3か年</p> <p>(3) 内容 鳥取大学医学部が開設する地域医療学講座に対し、人件費及び活動・研究費を寄附する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>将来の地域医療を担う人材を育成するため、平成26年6月に日野病院内に診療教育拠点（鳥取大学地域医療総合教育研修センター）を設置し、地域医療に携わる医師に必要な「総合的な診療能力と医療・保健・福祉・介護の連携」を医学生が身につけるための学部教育を実施。</p>								①地域医療に貢献する人材の育成	・地域医療に関する講義及び臨床実習 ・地域の医療機関、教育関連病院における実習教育を担う臨床講座や社会医学講座、行政等との調整 ・診療教育拠点（鳥取大学地域医療総合教育研修センター（日野病院内））での実習教育の企画・実施、行政等との調整	②地域医療に関する診療支援	・地域の医療に関する診療支援 ・鳥取大学医学部附属病院総合診療外来等での診療支援	③地域医療に関する研究	・地域医療体制、臨床疫学、地域医療教育及び地域医療に貢献する人材の育成などに関する研究 ・研究成果の公表及び普及
①地域医療に貢献する人材の育成	・地域医療に関する講義及び臨床実習 ・地域の医療機関、教育関連病院における実習教育を担う臨床講座や社会医学講座、行政等との調整 ・診療教育拠点（鳥取大学地域医療総合教育研修センター（日野病院内））での実習教育の企画・実施、行政等との調整												
②地域医療に関する診療支援	・地域の医療に関する診療支援 ・鳥取大学医学部附属病院総合診療外来等での診療支援												
③地域医療に関する研究	・地域医療体制、臨床疫学、地域医療教育及び地域医療に貢献する人材の育成などに関する研究 ・研究成果の公表及び普及												

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
次世代医師海外留学支援事業		(債務負担行為) 10,600	(債務負担行為) 10,600			(債務負担行為) (基金繰入金) 10,600		
	17,400	0	17,400					
トータルコスト	18,953	0	18,953	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	貸付金の募集、貸付者の選考、貸付事務				
工程表の政策目標(指標)	医師確保(目標値:1,130人(平成30年末))							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医師免許取得後、10年目程度の若手医師に海外留学資金を貸し付け、県内の医療水準を牽引するような優秀な若手中堅医師の県内就業意欲を高める。(一定期間の県内勤務で返還を免除)</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 貸付対象者 専門医取得(医師免許取得後5年目程度)から医師免許取得後15年までの臨床医 1人 (自治医科大学卒業生については、専門医取得を要件としない)</p> <p>(2) 貸付額 ア 生活費:月額40万円(2年間を上限) イ 渡航費用:往復で100万円を上限</p> <p>(3) 債務免除 留学期間の2倍に相当する期間(その期間が1年に満たないときは1年)、県内病院に勤務した場合は返還を免除する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 貸付実績は11人で、4人が留学中・7人が帰国している。留学先はアメリカ9人、イタリア1人、カナダ1人となっている。分野別では、がん関係が4人と最も多いが、県内でニーズの高い産婦人科・精神科・認知症関連も各1人ある。患者に負担の少ないロボット手術(ダヴィンチ)に関する留学もあった。</p>								

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
看護職員等充足対策費	645,231	債務負担行為 (883,680) 0	債務負担行為 (883,680) 645,231				債務負担行為 (883,680)	
トータルコスト	656,102	0	656,102	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.4人	0.0人	1.4人	修学資金募集				
工程表の政策目標(指標)	看護職員数の増(目標値:5,724人(平成27年末))							

事業内容の説明

1 事業の目的

県内に就業する看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学する学生に対し、修学上必要な資金を平成28年度に新たに貸付する。

2 事業の内容

(1) 期間 平成28～32年度

(2) 平成28年度新規貸付予定人数及び限度額

区分	平成28年度 新規貸付		(参考) 平成27年度 補正後貸付人数
	予定人数	金額(千円)	
①看護職員修学資金	427人	653,280	427人
②看護職員奨学金	20人	57,600	20人
③理学療法士等修学資金	100人	172,800	100人
計	547人	883,680	547人

<看護職員修学資金等の概要>

①看護職員修学資金

・貸付対象者 県内外の看護職員を養成する学校、養成所、大学等に在学している者で、卒業後、県内において看護職員として従事する意思のある者。

・貸付月額

	国立・公立	私立
看護系大学	48,000円	61,000円
看護系短期大学、保健師、助産師、看護師等養成所	32,000円	36,000円
看護系5年一貫校	32,000円	36,000円
准看護師養成所	15,000円	21,000円

・返還猶予の条件 県内において看護職員の業務に従事しているとき。

・返還免除の条件 看護職員養成施設等を卒業後、県内において引き続き5年間看護職員として業務に従事したとき。(免除額：全額免除又は半額免除)

②看護職員奨学金

・貸付対象者 鳥取大学医学部保健学科看護学専攻に在学している者(地域枠推薦入学生及び鳥取県看護職員養成枠入学生に限る。)で、卒業後県内で看護職員として従事する意思のある者

・奨学金の額 月額 60,000円

・返還猶予の条件 県内において常勤の看護職員の業務に従事しているとき。

・返還免除の条件 看護職員養成施設等を卒業後、県内において引き続き6年間常勤の看護職員として業務に従事したとき。(免除額：全額免除又は半額免除)

③理学療法士等修学資金

・貸付対象者 理学療法士等養成施設に在学している者であり、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事する意思のある者

・貸付月額 国公立等養成施設 32,000円 その他の養成施設 36,000円

・返還猶予の条件 貸付終了後、理学療法士等として県内で従事しているとき。

・返還免除の条件 養成施設を卒業後、県内において修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間以上従事したとき。

平成27年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

款項目 節		2款 総務費								
					うち福祉保健部					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
補正前	補正額							補正後		
1	報酬	507,921		507,921	733		733			
2	給料	2,895,248		2,895,248						
3	職員手当等	4,798,491		4,798,491						
4	共済費	1,096,696		1,096,696						
5	災害補償費	500		500						
6	恩給及び退職年金	21,787		21,787						
7	賃金	35,262		35,262						
8	報償費	281,143		281,143	458		458			
9	旅費	245,270		245,270	908		908			
	費用弁償	26,384		26,384	206		206			
	普通旅費	175,789		175,789	335		335			
	特別旅費	43,097		43,097	367		367			
10	交際費	3,600		3,600						
11	需用費	554,568		554,568	687		687			
12	役務費	582,149		582,149	70		70			
13	委託料	5,123,015		5,123,015	162		162			
14	使用料及び賃借料	630,147		630,147	60		60			
15	工事請負費	1,360,831		1,360,831						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	236,628		236,628						
19	負担金、補助及び交付金	8,134,898	127,971	8,262,869	587,041	312	587,353	575,762	312	576,074
20	扶助費									
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23	償還金、利子及び割引料	186,000		186,000	148,000		148,000	148,000		148,000
24	投資及び出資金									
25	積立金	134,053	600,000	734,053						
26	寄附金									
27	公課費	267		267						
28	繰出金									
	予備費									
	計	26,830,474	727,971	27,558,445	738,119	312	738,431	723,762	312	724,074
財源内訳	国庫支出金	2,050,062		2,050,062	127,911		127,911	127,911		127,911
	地方債	633,000		633,000						
	その他	2,652,824	805,129	3,457,953						
	一般財源	21,494,588	△ 77,158	21,417,430	610,208	312	610,520	595,851	312	596,163

平成27年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	2款 総務費			3款 民生費					
		うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部		
		1項 総務管理費						補正前	補正額	補正後
		8目 私立学校振興費								
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬			399,762		399,762	382,463		382,463	
2	給料			1,553,580		1,553,580	1,490,697		1,490,697	
3	職員手当等			887,228		887,228	855,149		855,149	
4	共済費			588,932		588,932	564,265		564,265	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金			4,060		4,060	2,169		2,169	
8	報償費			61,656		61,656	51,073		51,073	
9	旅費			68,242	75	68,317	56,921	75	56,996	
	費用弁償			9,916		9,916	8,076		8,076	
	普通旅費			38,247		38,247	34,022		34,022	
	特別旅費			20,079	75	20,154	14,823	75	14,898	
10	交際費									
11	需用費			190,882	1,865	192,747	182,072	1,865	183,937	
12	役務費			93,211	6,480	99,691	85,319	6,480	91,799	
13	委託料			3,120,705	232,813	3,353,518	2,989,971	232,813	3,222,784	
14	使用料及び賃借料			71,085	97	71,182	66,474	97	66,571	
15	工事請負費			110,361		110,361	110,361		110,361	
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費			46,412		46,412	46,392		46,392	
19	負担金、補助及び交付金	575,762	312	576,074	33,604,724	47,252	33,651,976	33,247,547	47,252	33,294,799
20	扶助費			1,757,265		1,757,265	1,755,465		1,755,465	
21	貸付金			38,662		38,662	38,462		38,462	
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料			1,986,709		1,986,709	1,986,709		1,986,709	
24	投資及び出資金									
25	積立金			423,953		423,953	423,892		423,892	
26	寄附金			1,250		1,250	1,250		1,250	
27	公課費			83		83	83		83	
28	繰出金			1,435		1,435	1,435		1,435	
	予備費									
	計	575,762	312	576,074	45,010,197	288,582	45,298,779	44,338,169	288,582	44,626,751
財源内訳	国庫支出金	127,911		127,911	3,431,684	125,595	3,557,279	3,194,083	125,595	3,319,678
	地方債									
	その他				5,306,408	14,310	5,320,718	5,306,056	14,310	5,320,366
	一般財源	447,851	312	448,163	36,272,105	148,677	36,420,782	35,838,030	148,677	35,986,707

平成27年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費					2項 児童福祉費			
		補正前	補正額	補正後	12目 障がい者自立支援事業費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額				補正後					
1	報酬	178,746		178,746	23,931		23,931	191,424		191,424
2	給料	362,502		362,502				1,069,011		1,069,011
3	職員手当等	185,375		185,375				639,466		639,466
4	共済費	141,041		141,041	3,474		3,474	400,887		400,887
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	1,881		1,881				288		288
8	報償費	13,134		13,134	3,290		3,290	37,481		37,481
9	旅費	33,216		33,216	11,372		11,372	21,057	75	21,132
	費用弁償	4,860		4,860	1,851		1,851	2,621		2,621
	普通旅費	15,963		15,963	5,246		5,246	16,224		16,224
	特別旅費	12,393		12,393	4,275		4,275	2,212	75	2,287
10	交際費									
11	需用費	50,396		50,396	18,179		18,179	125,815	1,865	127,680
12	役務費	28,108		28,108	10,682		10,682	54,468	6,480	60,948
13	委託料	723,785		723,785	431,346		431,346	2,203,728	232,813	2,436,541
14	使用料及び賃借料	32,186		32,186	13,150		13,150	33,083	97	33,180
15	工事請負費	80,596		80,596				29,765		29,765
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	2,103		2,103	30		30	44,289		44,289
19	負担金、補助及び交付金	27,994,886	24,023	28,018,909	3,831,024	24,023	3,855,047	5,025,872	23,229	5,049,101
20	扶助費	1,098,105		1,098,105	1,095,031		1,095,031	313,633		313,633
21	貸付金	1,862		1,862				36,600		36,600
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	1,986,709		1,986,709						
24	投資及び出資金									
25	積立金	421,560		421,560	3		3	1,969		1,969
26	寄附金	50		50						
27	公課費							83		83
28	繰出金							1,435		1,435
	予備費									
	計	33,336,241	24,023	33,360,264	5,441,512	24,023	5,465,535	10,230,354	264,559	10,494,913
財源内訳	国庫支出金	1,328,750		1,328,750	984,711		984,711	1,575,429	125,595	1,701,024
	地方債									
	その他	4,186,654		4,186,654	268,303		268,303	1,093,204	14,310	1,107,514
	一般財源	27,820,837	24,023	27,844,860	4,188,498	24,023	4,212,521	7,561,721	124,654	7,686,375

平成27年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費						4款 衛生費		
		うち福祉保健部						補正前	補正額	補正後
		2項 児童福祉費								
		1目 児童福祉総務費			2目 児童措置費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1	報酬	77,952		77,952	2,126		2,126	152,286		152,286
2	給料	1,069,011		1,069,011				1,472,202		1,472,202
3	職員手当等	639,466		639,466				821,341		821,341
4	共済費	386,892		386,892	343		343	542,760		542,760
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金							12,419		12,419
8	報償費	9,146		9,146				54,872		54,872
9	旅費	10,493	75	10,568				76,602		76,602
	費用弁償	1,466		1,466				8,867		8,867
	普通旅費	7,617		7,617				37,497		37,497
	特別旅費	1,410	75	1,485				30,238		30,238
10	交際費									
11	需用費	17,861	1,865	19,726				187,841		187,841
12	役務費	13,465	6,480	19,945				69,880		69,880
13	委託料	225,758	1,341	227,099	1,708,583	231,472	1,940,055	1,122,293	1,296	1,123,589
14	使用料及び賃借料	9,486	97	9,583				85,913		85,913
15	工事請負費	29,765		29,765				168,510		168,510
16	原材料費							83,562		83,562
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	2,409		2,409				30,147		30,147
19	負担金、補助及び交付金	3,244,207	14,310	3,258,517	1,571,067	8,919	1,579,986	6,668,003		6,668,003
20	扶助費	1,226		1,226	233,118		233,118	1,490,312	356,167	1,846,479
21	貸付金	36,600		36,600				1,083,857		1,083,857
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料							24,358		24,358
24	投資及び出資金							50,000		50,000
25	積立金	1,969		1,969				886,837	88,195	975,032
26	寄附金							36,200		36,200
27	公課費							57		57
28	繰出金									
	予備費									
	計	5,775,706	24,168	5,799,874	3,515,237	240,391	3,755,628	15,120,252	445,658	15,565,910
財源内訳	国庫支出金	514,147	9,858	524,005	964,741	115,737	1,080,478	2,227,256	236,879	2,464,135
	地方債							23,000		23,000
	その他	480,246	14,310	494,556	10,630		10,630	3,253,029		3,253,029
	一般財源	4,781,313		4,781,313	2,539,866	124,654	2,664,520	9,616,967	208,779	9,825,746

平成27年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費								
		9目 生活習慣病予防対策費								
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	88,576		88,576	47,139		47,139	13,741		13,741
2	給料	728,703		728,703	136,863		136,863			
3	職員手当等	434,453		434,453	77,937		77,937			
4	共済費	270,136		270,136	55,928		55,928	2,101		2,101
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	12,419		12,419	12,384		12,384	2,352		2,352
8	報償費	35,257		35,257	13,580		13,580	3,595		3,595
9	旅費	45,148		45,148	18,417		18,417	3,451		3,451
	費用弁償	4,649		4,649	2,716		2,716	1,121		1,121
	普通旅費	19,704		19,704	7,466		7,466	818		818
	特別旅費	20,795		20,795	8,235		8,235	1,512		1,512
10	交際費									
11	需用費	79,640		79,640	32,910		32,910	9,051		9,051
12	役務費	35,891		35,891	16,659		16,659	2,084		2,084
13	委託料	502,732		502,732	298,794		298,794	67,351		67,351
14	使用料及び賃借料	39,152		39,152	11,590		11,590	1,822		1,822
15	工事請負費	13,013		13,013						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	10,881		10,881						
19	負担金、補助及び交付金	5,944,790		5,944,790	408,570		408,570	226,199		226,199
20	扶助費	1,490,312	356,167	1,846,479	1,490,192	356,167	1,846,359	218,894	356,167	575,061
21	貸付金	921,529		921,529						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	24,358		24,358	24,358		24,358			
24	投資及び出資金									
25	積立金	877,092	88,195	965,287	76		76			
26	寄附金	30,500		30,500						
27	公課費	50		50						
28	繰出金									
	予備費									
	計	11,584,632	444,362	12,028,994	2,645,397	356,167	3,001,564	550,641	356,167	906,808
財源内訳	国庫支出金	1,845,640	236,879	2,082,519	1,057,255	178,083	1,235,338	218,911	178,083	396,994
	地方債	23,000		23,000	12,000		12,000	12,000		12,000
	その他	2,889,563		2,889,563	36,869		36,869	706		706
	一般財源	6,826,429	207,483	7,033,912	1,539,273	178,084	1,717,357	319,024	178,084	497,108

平成27年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	4款 衛生費						福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費						補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後	2目 医務費					
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	37,265		37,265	6,210		6,210	471,772		471,772
2	給料	277,425		277,425				2,219,400		2,219,400
3	職員手当等	184,543		184,543				1,289,602		1,289,602
4	共済費	102,251		102,251	126		126	834,401		834,401
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	35		35	35		35	14,588		14,588
8	報償費	21,485		21,485	4,701		4,701	86,788		86,788
9	旅費	24,353		24,353	13,279		13,279	102,977	75	103,052
	費用弁償	1,825		1,825	795		795	12,931		12,931
	普通旅費	9,990		9,990	3,409		3,409	54,061		54,061
	特別旅費	12,538		12,538	9,075		9,075	35,985	75	36,060
10	交際費									
11	需用費	34,665		34,665	9,028		9,028	262,399	1,865	264,264
12	役務費	12,648		12,648	5,644		5,644	121,280	6,480	127,760
13	委託料	188,871		188,871	144,166		144,166	3,492,865	232,813	3,725,678
14	使用料及び賃借料	17,681		17,681	8,760		8,760	105,686	97	105,783
15	工事請負費							123,374		123,374
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	10,836		10,836				57,273		57,273
19	負担金、補助及び交付金	5,535,838		5,535,838	2,809,903		2,809,903	39,779,378	47,564	39,826,942
20	扶助費	120		120				3,245,777	356,167	3,601,944
21	貸付金	921,529		921,529	295,920		295,920	959,991		959,991
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料							2,159,067		2,159,067
24	投資及び出資金									
25	積立金	877,016	88,195	965,211	877,016	88,195	965,211	1,300,984	88,195	1,389,179
26	寄附金	30,500		30,500	30,500		30,500	31,750		31,750
27	公課費							133		133
28	繰出金							1,435		1,435
	予備費									
	計	8,277,061	88,195	8,365,256	4,205,288	88,195	4,293,483	56,660,920	733,256	57,394,176
財源内訳	国庫支出金	788,385	58,796	847,181	780,007	58,796	838,803	5,167,634	362,474	5,530,108
	地方債							23,000		23,000
	その他	2,852,677		2,852,677	2,771,593		2,771,593	8,195,619	14,310	8,209,929
	一般財源	4,635,999	29,399	4,665,398	653,688	29,399	683,087	43,274,667	356,472	43,631,139

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等
2 款 総務費	
1 項 総務管理費	
8 目 私立学校振興費	
負担金、補助 及び交付金	私立学校振興資金利子補給補助金
	312
3 款 民生費	
1 項 社会福祉費	
1 2 目 障がい者自立支援事業費	
負担金、補助 及び交付金	市町村地域生活支援事業費補助金
	24,023
2 項 児童福祉費	
1 目 児童福祉総務費	
負担金、補助 及び交付金	小規模保育設置促進事業補助金
	14,310
2 目 児童措置費	
負担金、補助 及び交付金	児童措置費負担金
	8,919
4 款 衛生費	
4 項 医薬費	
2 目 医務費	
積立金	鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金
	88,195

緑越明許費に関する調書

追加

福祉保健部 (単位:千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	備考
3 民生費	3 生活保護費	1 生活保護総務費	保護行政費	82,993	48,459	生活保護システム更改に当たって、関係機関との協議に時間を要し、年度内の完了が困難であるため。
福祉保健部一般会計合計				82,993	48,459	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源			一般財源 千円	
							地方債 千円	その他 千円	その他 千円		
平成27年度 西部総合事務所福祉 保健局庁舎清掃業務 委託	2,586			平成28年度	2,586						2,586
平成27年度 私立学校振興資金利 子補助	16,705			平成28年度から 平成37年度まで	16,705						16,705
平成27年度 総合療育センター清 掃業務委託	25,876			平成28年度から 平成29年度まで	25,876					25,876	
平成27年度 総合療育センター空 調機器保守点検業務 委託	8,208			平成28年度から 平成30年度まで	8,208					8,208	
平成27年度 総合療育センターガス タービン発電機保守 業務委託	3,952			平成28年度から 平成30年度まで	3,952					3,952	
平成27年度 総合療育センター外 科用X線テレビ装置保 守点検業務委託	1,167			平成28年度から 平成30年度まで	1,167					1,167	
平成27年度 総合療育センター一 般廃棄物収集処分業 務委託	2,184			平成28年度から 平成30年度まで	2,184					2,184	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円		一 般 財 源 千円
								その他	一般財源	
平成27年度 総合療育センターネット ワークサーバ総合保 守業務委託	11,312			平成28年度から 平成35年度まで	11,312			11,312		
平成27年度 総合療育センターネット ワークビューワ保守 業務委託	910			平成28年度から 平成31年度まで	910			910		
平成27年度 総合療育センター自 動制御設備等保守業 務委託	4,083			平成28年度から 平成30年度まで	4,083			4,083		
平成27年度 総合療育センター経 皮ガスモニタ保守業務 委託	904			平成28年度から 平成29年度まで	904			904		
平成27年度 総合療育センターCT 装置保守業務委託	8,748			平成28年度から 平成32年度まで	8,748			8,748		
平成27年度 総合療育センター回 診用X線撮影装置保 守業務委託	932			平成28年度から 平成29年度まで	932			932		
平成27年度 総合療育センターX線 テレビ保守業務委託	11,215			平成28年度から 平成32年度まで	11,215			11,215		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

当該年度提出に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳					
		期間	金額	期間	金額	特定財源	一般財源				
							国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
平成27年度 総合療育センターX線 一般撮影装置保守業 務委託	3,100			平成28年度から 平成32年度まで	3,100				3,100		
平成27年度 総合療育センター血 液分析ガスシステム 賃借料	416			平成28年度から 平成29年度まで	416				416		
平成27年度 総合療育センター気 管支ビデオスコープシ ステム賃借料	14,736			平成28年度から 平成33年度まで	14,736				14,736		
平成27年度 総合療育センター24 時間胃食道内Ph測定 装置賃借料	2,835			平成28年度から 平成32年度まで	2,835				2,835		
平成27年度 感染症医療体制整備 支援事業補助	14,961			平成28年度から 平成30年度まで	14,961						14,961
平成27年度 小児救急電話相談事 業委託	7,884			平成28年度から 平成29年度まで	7,884						7,884
平成27年度 鳥取大学医学部寄附 講座開設事業費	102,600			平成28年度から 平成30年度まで	102,600						102,600

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	其 他 千円	一般財源 千円
平成27年度 看護学生等修学資金 貸付金	883,680			平成28年度から 平成32年度まで	883,680				883,680
平成27年度 医師海外留学資金貸 付金	10,600			平成28年度から 平成30年度まで	10,600			10,600	
平成27年度 広域災害救急医療情 報システム利用料	15,552			平成28年度から 平成30年度まで	15,552				15,552

条例名等

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

提出理由及び概要

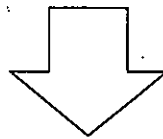
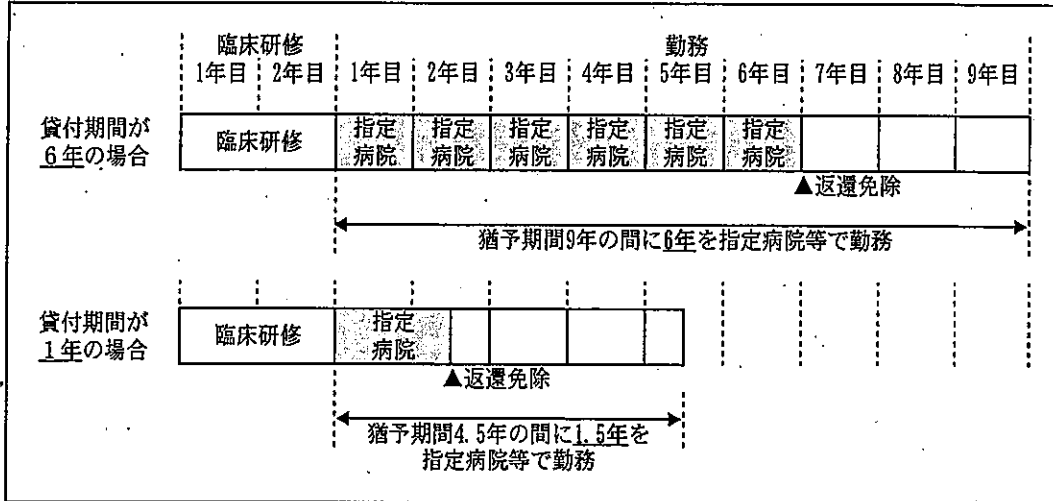
1 提出理由

医師の県内への定着を図るため、医師養成確保奨学金の借受者の臨床研修先を県内病院に誘導できるよう、当該奨学金の返還に係る債務の免除条件を改める等、所要の改正を行うものである。

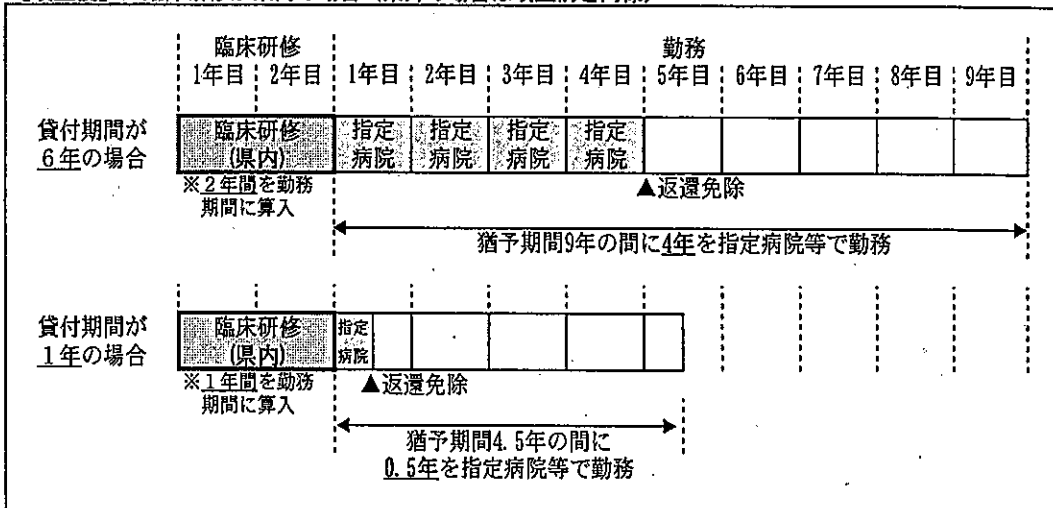
2 概要

(1) 債務の免除条件に係る指定病院等における常勤医師としての業務に従事した期間に、県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた期間(その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。)を加える。
(改正イメージ)

【改正前】



【改正後】 ※臨床研修が県内の場合 (県外の場合は改正前と同様)



- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行日は、公布日とする。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲		貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	
略				略			
医師養成確保奨学金	<p>1 県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院（知事が特に指定する病院にあっては、知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）に限る。）又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、<u>免除条件期間以上</u>、指定病院等において常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に従事したとき。</p>	略	医師養成確保奨学金	<p>1 県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院（知事が特に指定する病院にあっては、知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）に限る。）又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、<u>指定病院等において常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に免除条件期間以上</u>従事したとき。</p>	略

		略	
		略	
略			略
臨時特例医師確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限る。）で、将来指定病院等において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金。	1 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。	略
		略	
		略	
略			略

備考

- 1 略
- 2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。
(1) 鳥取大学に地域枠推薦入学により入学し

		略	
		略	
略			略
臨時特例医師確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限る。）で、将来指定病院等において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院において臨床研修を受け、当該研修を修了した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。	略
		略	
		略	
略			略

備考

- 1 略
- 2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。
(1) 鳥取大学に地域枠推薦入学により入学し

<p>た者（以下この項及び次項において「地域枠入学者」という。）にあつては、医師養成確保奨学金（以下この項から第4項までにおいて「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する免除条件期間とは、次に掲げる期間をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 <u>医師養成確保奨学金の項の免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院の特定診療科において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた期間があるときはその期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）を加えるものとする。</u></p> <p>5 略</p>	<p>た者（以下この項及び次項において「地域枠入学者」という。）にあつては、医師養成確保奨学金（以下この項及び次項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する免除条件期間とは、次に掲げる期間をいう。<u>ただし、知事が特に指定する病院の特定診療科において業務に従事する期間については、3年を上限とする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について																																		
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 介護支援専門員の研修制度の見直しに伴い、受益と負担の公平の確保を図るため、介護支援専門員の研修の実施に係る手数料を見直す。</p> <p>2 概要 (1) 次のとおり、手数料の額を引き上げる。 (単位: 研修1件につき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務の区分 (研修名)</th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>時間</th> <th>金額</th> <th>時間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 介護支援専門員実務研修</td> <td>44時間</td> <td>14,800円</td> <td>87時間</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 介護支援専門員実務研修 (再研修)</td> <td>44時間</td> <td>14,800円</td> <td>54時間</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ 介護支援専門員 (実務未経験者) に対する更新研修</td> <td>44時間</td> <td>14,800円</td> <td>54時間</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>エ 介護支援専門員 (実務経験者) に対する初回の更新研修</td> <td>53時間</td> <td>21,000円</td> <td>88時間</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>オ 介護支援専門員 (実務経験者) に対する2回目以降の更新研修</td> <td>20時間</td> <td>12,200円</td> <td>32時間</td> <td>18,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 介護支援専門員 (実務経験者であって、知事が指定した研修の課程を修了したもの) に対する更新研修の実施に係る手数料を廃止する。 (3) その他所要の規定の整備を行う。 (4) 施行期日は、平成28年4月1日とする。</p> <p>【参考】 <研修制度の見直し内容> 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、平成28年度から介護支援専門員に係る研修が見直しとなった。</p> <p><主な見直し内容> ・研修時間の増加 ・講義中心の研修から演習中心の研修へ変更 ・事業所での実習が追加 ・研修修了評価制度の導入 ※上記の見直しにより、講師謝金、実習謝金、研修実施機関の職員人件費及び事務費等の研修に係る事業費が大幅に増加し、受講手数料を引き上げる必要が生じた。</p> <p><研修カリキュラム> 介護支援専門員の研修内容は、厚生労働省が実施要綱で定めている。 ※ア～ウの研修は、介護支援専門員として業務を行うための基礎的な導入研修。エ～オの研修は、実務従事者に対する事例検討・研究等の実践的な研修となっている。</p>	事務の区分 (研修名)	現行		改正後		時間	金額	時間	金額	ア 介護支援専門員実務研修	44時間	14,800円	87時間	42,000円	イ 介護支援専門員実務研修 (再研修)	44時間	14,800円	54時間	26,000円	ウ 介護支援専門員 (実務未経験者) に対する更新研修	44時間	14,800円	54時間	26,000円	エ 介護支援専門員 (実務経験者) に対する初回の更新研修	53時間	21,000円	88時間	50,000円	オ 介護支援専門員 (実務経験者) に対する2回目以降の更新研修	20時間	12,200円	32時間	18,000円
事務の区分 (研修名)	現行		改正後																																
	時間	金額	時間	金額																															
ア 介護支援専門員実務研修	44時間	14,800円	87時間	42,000円																															
イ 介護支援専門員実務研修 (再研修)	44時間	14,800円	54時間	26,000円																															
ウ 介護支援専門員 (実務未経験者) に対する更新研修	44時間	14,800円	54時間	26,000円																															
エ 介護支援専門員 (実務経験者) に対する初回の更新研修	53時間	21,000円	88時間	50,000円																															
オ 介護支援専門員 (実務経験者) に対する2回目以降の更新研修	20時間	12,200円	32時間	18,000円																															

介護支援専門員実務研修の見直しについて

研修科目(介護支援専門員実務研修)		時間
講義	介護保険制度の理念と介護支援専門員	2
	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基本	2
	要介護認定等の基礎	2
	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術	
	受付及び相談と契約	1
	アセスメント、ニーズの把握の方法	2
	居宅サービス計画等の作成	2
	モニタリングの方法	2
	実習オリエンテーション	1
	介護支援サービス(ケアマネジメント)の展開技術	
相談面接技術の理解	3	
地域包括支援センターの概要	2	
演習	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術	
	アセスメント、ニーズの把握の方法	4
	アセスメント、居宅サービス計画等作成演習	6
	居宅サービス計画等の作成(講義含む)	7
	介護予防支援(ケアマネジメント)	4
	介護支援サービス(ケアマネジメント)の展開技術	
	チームアプローチ演習	3
意見交換、講評	1	
実習	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習	
合計		44

研修科目(介護支援専門員実務従事者基礎研修)		時間
講義	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	3
	ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方	7
	ケアマネジメント演習講評	6
演習	ケアマネジメント点検演習	14
	研修を振り返っての意見交換、ネットワーク作り	3
合計		33

任意研修であった実務従事者基礎研修を統合(=実務研修の充実)

研修科目(新・介護支援専門員実務研修)		時間
講義	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	3
	ケアマネジメントに係る法令等の理解(新)	2
	地域包括ケアシステム及び社会資源(新)	3
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義(新)	3
	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理(新)	2
	ケアマネジメントのプロセス(新)	2
	実習オリエンテーション	1
	自立支援のためのケアマネジメントの基本	6
	相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎	4
	利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意(新)	2
介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)(新)	2	
ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術		
受付及び相談並びに契約	1	
アセスメント及びニーズの把握の方法	6	
居宅サービス計画等の作成	4	
サービス担当者会議の意義及び進め方(新)	4	
モニタリング及び評価	4	
実習振り返り	3	
ケアマネジメントの展開(新)		
基礎理解	3	
脳血管疾患に関する事例	5	
認知症に関する事例	6	
筋骨格系疾患と廃用症候群に関する事例	5	
内臓の機能不全(糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等)に関する事例	5	
看取りに関する事例	5	
アセスメント、居宅サービス計画等作成の総合演習(新)	5	
研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	2	
実習	ケアマネジメントの基礎技術に関する実習	
合計		87

介護支援専門員専門研修の見直しについて

研修科目(専門研修I)		時間
講義	介護保険制度論	2
	対人個別援助	2
	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	1
	ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方	3
	保健医療福祉の基礎理解「高齢者の疾病と対処及び主治医との連携」	4
	保健医療福祉の基礎理解「社会資源活用」	3
	保健医療福祉の基礎理解「人格の尊重及び権利擁護」※	2
	保健医療福祉の基礎理解「リハビリテーション」※	3
	保健医療福祉の基礎理解「認知症高齢者・精神疾患」※	3
	サービスの活用と連携「訪問介護・訪問入浴介護」※	3
	サービスの活用と連携「訪問看護・訪問リハビリテーション」※	3
	サービスの活用と連携「居宅療養管理指導」※	3
	サービスの活用と連携「通所介護・通所リハビリテーション」※	3
	サービスの活用と連携「短期入所・介護保険施設」※	3
	サービスの活用と連携「介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護」※	3
	サービスの活用と連携「福祉用具・住宅改修」※	3
	演習	対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)
※3課目を選択して受講 合計		33

研修科目(専門研修II)		時間
講義	介護支援専門員特別講義	2
	介護支援専門員の課題	3
	「居宅介護支援」事例研究 ※1	6
	「施設介護支援」事例研究 ※2	6
演習	サービス担当者会議演習	3
	「居宅介護支援」演習 ※1	6
	「施設介護支援」演習 ※2	6
	※1か※2を選択して受講 合計	

研修科目(専門研修I)		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	3
	対人個別援助技術及び地域援助技術	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践(新)	4
	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習(新)	2
	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	12
	ケアマネジメントの演習(新)	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	4
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	4
	認知症に関する事例	4
講義・演習	入退院時等における医療との連携に関する事例	4
	家族への支援の視点が必要な事例	4
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	4
	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例	4
	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り(新)	2
	合計	

研修科目(専門研修II)		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	4
講義・演習	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(新)	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	4
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	4
	認知症に関する事例	4
	入退院時等における医療との連携に関する事例	4
	家族への支援の視点が必要な事例	4
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	4
	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例	4
合計		32

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(11の2) <u>介護保険法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施 1件につき42,000円</u></p> <p>(11の3) <u>介護保険法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施 1件につき26,000円</u></p> <p>(11の4) <u>介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施</u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>実務未経験者に対する更新研修 1件につき26,000円</u></p> <p>イ <u>実務経験者に対する更新研修</u></p> <p>(ア) <u>初回の更新に係るもの 1件につき50,000円</u></p> <p>(イ) <u>2回目以降の更新に係るもの 1件につき18,000円</u></p> <p>(12)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号の2から第11号の4までの手数料</u>介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行う者</p> <p>(5)～(17) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(11の2) <u>介護保険法第69条の2第1項又は第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施 1件につき14,800円</u></p> <p>(11の3) <u>介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施</u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>実務未経験者に対する更新研修 1件につき14,800円</u></p> <p>イ <u>実務経験者に対する更新研修</u></p> <p>(ア) <u>初回の更新に係るもの（(イ)に掲げるものを除く。） 1件につき21,000円</u></p> <p>(イ) <u>初回の更新に係るもの（介護保険法第69条の8第2項ただし書の規定により知事が指定した研修の課程を修了した者に対するものに限る。） 1件につき12,200円</u></p> <p>(ウ) <u>2回目以降の更新に係るもの 1件につき12,200円</u></p> <p>(12)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号の2及び第11号の3の手数料</u>介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行う者</p> <p>(5)～(17) 略</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成27年11月2日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成27年11月2日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金104,230円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成27年9月16日 午後4時30分頃</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市鹿野町鹿野地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県福祉保健部医療指導課兼障がい福祉課所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、右後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償金 104,230円 うち、保険支出額 74,230円、県費支出額 30,000円（免責3万円） ・ 県側車両損害額 146,772円 うち、相手方からの賠償額 0円、県実質負担額 146,772円